

平成20年6月1日から

# 道路交通法が変わります！



平成十九年六月二十日に公布された「改正道路交通法」により、六月一日から後部座席でのシートベルト着用や高齢運転者標識の表示義務化、自転車の通行ルールなどが変わります。

## 後部座席を含む全席での

## シートベルト着用が義務化！

自動車の運転者は、助手席以外についても、シートベルトを装着しない者を乗車させて運転してはいけません。

後部座席でシートベルトを着用せずに交通事故に遭った場合、車外放出などにより致死率が装着者の四倍になります。また、前席同乗者に衝突

するなどして、前席同乗者の頭部に重傷を負わせるといった危険性もあります。

自分自身と同乗している家族や友達の大切な命を守るため、車に乗ったら全員シートベルト（六歳未満はチャイルドシート）を必ず着用しましょう。

## 自力で支えられる衝撃は 時速7キロが限界！！

衝突時の衝撃力は、時速40キロでも体重の30倍、65キロの人ならおよそ2トンに及び、手足で支えることはできません。



## 75歳以上のドライバーは

## 「高齢運転者標識（紅葉マーク）」の

## 表示が義務化！

七十五歳以上の普通自動車運転者は、「高齢運転者標識」を、車の前面と後面の高さ〇・四m以上一・二m以下の見やすい位置に表示しなければなりません。

なお、七十歳以上七十五歳未満の方は、これまでどおり表示を推奨しています。（努力義務）

また、この「高齢運転者標識」を表示した車に対し、幅寄せしたり割り込みしたりすることは禁止されます。

## 条件付きで聴覚障害者の

## 免許取得が可能に

聴覚障害者について、「聴覚障害者標識」の義務付けとワイドミラーの使用などを条件として、普通自動車運転免許の取得が可能になります。また、この「聴覚障害者標識」を表示した車に対し、幅寄せしたり割り込みしたりすることは禁止されます。



紅葉マークは軽トラックにも前面・後面に表示が必要です。



聴覚障害者マーク

# 自転車の通行ルールが一部変更

1 普通自転車の歩道通行可能要件の明確化

十三歳未満の子どもと七十歳以上の方や、車道または交通状況からみてやむを得ない場合は、普通自転車の歩道通行可の標識がなくても歩道を通行することができます。

あくまでも自転車は車道が原則で歩道は例外です。歩道を通行するときは、歩行者を優先し、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止をしなければなりません。



2 乗車用ヘルメット着用努力義務

十三歳未満の子どもを保護する責任のある者（親など）は、十三歳未満の子どもを自転車で乗車させるときに、乗車用のヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。

これは、自転車を運転させるときのほか、十六歳以上の者が運転し六歳未満の子ども一人を幼児用座席に乗せる場合も含まれます。



「自転車歩道通行可」の標識がある場合は、今までどおり年齢等に関係なく、自転車の通行が可能です。

# 信号無視

## していませんか!?



国道一―三号線と国道二九〇号線の交わる高田橋付近の交差点で、信号無視をする車が見受けられます。

国道二九〇号線の高田橋から国道一―三号線に出ないで大島集落方向へ左折する際、赤信号にもかかわらず、左折している車（原付等含む）があります。変則交差点であるため紛らわしいということもありますが、信号無視と分かつたらずに行っているのか、それとも分かつているにもかかわらず行っているのか...。いずれにしても危険な行為ですので、やめましょう。

国道113号線と国道290号線が交わる変則交差点

高田橋方向から国道113号線方面



青に変わってから  
発進しましょう

この交差点は、信号機も変則的に変わるため、国道一―三号線を通行する車が、まだ赤信号のうちに発進し、停止線を越えてあわててブレーキを踏んでしまうという光景をよく見ます。

これは、国道二九〇号線側の信号が赤になったので正面（自分の側）の信号が青に変わると思い発進しているためだと思います。

赤信号で停止位置（停止線）を越えて進行することは違反です。この交差点もそうです。が、他の信号のある交差点でも、必ず正面（自分の側）の信号が青に変わってから左右を確認して発進しましょう。

\* 道路交通法では、「道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない」となっていて、違反に対する罰則もあります。

普通車赤信号無視  
反則金九千円（一点減点）